

## 令和6年度船橋市商業活性化事業（賑わいづくり支援事業）補助金募集要項

### 1. 目的等

商店街の賑わいづくりのためにイベントや商店街区の装飾を実施している商店会に補助金を交付します。

### 2. 対象者

市内にある商店会（商店街振興組合、任意の商店会及びその連合体）

### 3. 対象事業

対象事業	補助率・補助限度額	事業内容・具体例
①地域の賑わいを創出する消費者参加型イベント	補助率：1/2 以内 限度額：50 万円	商店街の恒常的な集客力や販売力向上が見込まれ、地域の賑わい創出につながる消費者参加型のイベント（イベント開催にあたっては、国・県・市の方針に従うことを要件とします） 【具体例1】 親や子どもたちに向けた食育に関する講演を実施し、料理体験を行う事業。講演後には、実際に食材を取り扱っているお店を回り、地域とのつながりを強化する。 【具体例2】 環境問題への意識や理解の促進を図るため、各店舗が節電やリサイクルなど、何かひとつ環境に配慮した取り組み「一店一エコ運動」を行い、参加者にはお買い物券やポイントを付与する。
②地域の賑わいを演出する商店街区の装飾	補助率：1/2 以内 限度額：100 万円	商店会が 30 日以上継続して装飾を商店街区内に設置し、当該期間中に賑わいづくり効果を促進させる企画を実施する事業（装飾に係る経費が全体経費の 1/2 以上であること） 【具体例】 商店会が商店街エリア内においてイルミネーションを飾るとともに、スタンプラリーやフォトコンテスト等を実施し、商店街のイメージアップを図る事業。

- ※ 補助金の交付を受けるためには、審査委員会において選定を受ける必要があります。
- ※ 初めて本補助金の交付を受ける団体は 3/4 以内となります。（ただし、商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業補助金の交付を受けたことがある団体を除く）

- ※ 新規・拡充性の要件はありませんので、商店街の賑わい創出に資する事業であれば、過去から継続して実施している事業も対象となります。
- ※ 選定された事業が多数の場合、補助金交付額が計画額に満たないことがあります。
- ※ 応募は①②のいずれか一つとします。

#### 4. 補助対象経費

- ①賃金 ②報償金 ③賞賜金 ④外部専門家等に対する旅費 ⑤消耗品費
- ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧広告料 ⑨委託料 ⑩使用料及び賃借料
- ⑪保険料及び手数料

- ※ 原則、補助金の交付決定後に契約・支払をした経費が補助対象となりますが、事前着手届を提出した場合に限り、交付決定前に契約・支払をした経費も補助対象となります。
- ※ 荒天等のためイベントを中止した場合は、キャンセル費用も対象となります。

#### 5. 審査委員会

##### (1) 審査方法

提出した書類に基づき、審査委員が書面審査を行います。

- ※ 必要に応じて質問する場合があります。
- ※ 審査委員から事業内容に関し意見があった場合、お伝えいたしますので事業改善の参考としてください。

##### (2) 審査項目

項目	審査基準	配点
1 売上貢献度	➤ 商店街の売上向上に直接的・間接的につながる内容であるか。	20
2 集客性	➤ 商店街の集客向上に直接的・間接的につながる内容であるか。	20
3 地域貢献度	➤ 地域住民に求められている内容であるか。 ➤ 地域の課題解決につながる内容であるか。	20
4 継続性	➤ 一過性ではなく、継続して効果が見込める内容であるか。	20
5 自立性	➤ 自主財源確保に努めているか。 ➤ 補助金に頼り切った内容でないか。	20
6 事業タイプ	➤ 申請している事業タイプが適当か	—

##### (3) 選定基準

- 各審査委員の採点の平均点が60点（満点の6割）以上の事業を選定する。

- 審査項目ごとの平均点のうち、1項目でも満点の4割以下の点数がついた場合は選外とする。
- 審査結果によっては、申請時とは異なる事業タイプで選定される場合がある。

#### (4) 提出書類

- ① 船橋市賑わいづくり支援事業補助金申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支計画書（様式3）

#### (5) 書類の提出方法・提出先

原則として、事業開始1ヶ月前までにお申し込みください。

なお、予算に達し次第、募集を終了いたしますので、お早めにお申し込みください。

提出方法	Eメール又は郵送
提出先	船橋市役所 商工振興課 商業係（市役所本庁舎4階） 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

## 6. スケジュール

手続き	日程等
募集開始	令和6年4月9日（火）
募集締め切り	予算に到達次第終了
審査結果の通知	応募日の約2週間後を目途に通知予定
補助金交付申請・決定	審査結果通知後、随時
事業の実施	補助金交付決定後、随時
実績報告	事業終了後、20日以内
補助金確定通知・支払	実績報告後、随時

#### 【提出先】

船橋市役所 商工振興課 商業係（市役所本庁舎4階）

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

(様式1)

船橋市賑わいづくり支援事業補助金申込書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
団体名  
代表者名

令和6年度船橋市賑わいづくり支援事業補助金について、関係書類を添付して申し込み  
ます。

連絡先  
(役職)  
(氏名)  
(電話)  
(FAX)  
(E-mail)

(様式2)

事業計画書

事業名	
事業タイプ	<input type="checkbox"/> ①地域の賑わいを創出する消費者参加型イベント <input type="checkbox"/> ②地域の賑わいを演出する商店街区の装飾
事業内容	
事業実施予定期間 又は時期	
商店街の 売上向上に つながる要素	
商店街の 集客向上に つながる要素	
地域貢献に つながる要素	
一過性ではなく 継続して効果が 見込める要素	
自主財源確保 に努めている要素	
目標	※数値で測れるものを必ず設定してください
目標の 測定方法	

※ 審査基準を参考に記載し、必要に応じて資料を添付してください。

## 収支計画書

## (1) 支出

費目	金額 (円) ※税抜き価格	積算・説明
賃金		
報償金		
賞賜金		
外部専門家等に対する旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
広告料		
委託料		
使用料及び賃借料		
保険料及び手数料		
合計		

## (2) 収入

費目	金額 (円) ※税抜き価格	積算・説明
自己資金 (会費等からの繰入)		
協賛金・寄付金		
借入金		
船橋市補助金		
船橋市以外の補助金		
その他収入金		
合計		

※ 支出と収入の合計額は、一致させること